



# 全私保連ニュース

《平成30年度 8号 11月27日発行》

## 子ども・子育て会議 (第 39 回)の開催について

### 議題：「公定価格について」

日時：11月22日(木) 15:00～17:00 於：TKP 新橋カンファレンスセンター 2階 ホール2A

#### 【議事概要】

第39回子ども・子育て会議は、議題の第一として公定価格の対応の方向性に関して、「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の見直し」について、前回の会議に引続き意見表明が行われました。今回は1号認定と2号認定の子どもの主食費と副食費を保護者から徴収する案が示され、全私保連 塚本委員は、すべて無償化されると理解していた保護者の期待を裏切るものであり、結果として保護者の負担が増えないように配慮すべきこと、保育現場が混乱しないよう十分な対策を講じるべきことを述べました。

議題の第二は、「放課後児童健全育成事業及び運営に関する基準」に関して、放課後児童健全育成事業に従事する者と員数について、条例を定めるにあたって「従うべき基準」を、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする案が、11月19日の地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で示され、これについての説明と意見表明、質疑が行われました。

11月30日(金)に第40回子ども・子育て会議が開催される予定です。

#### 【配布資料】

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 資料1   | 公定価格の対応の方向性について           |
| 資料2   | 処遇改善等加算Ⅱの研修要件について         |
| 資料3   | 子育て支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 |
| 資料4   | 放課後児童健全育成事業に係る地方分権提案について  |
| 参考資料1 | 放課後児童健全育成事業について           |
| 参考資料2 | 委員提出資料                    |

#### 【塚本委員発言要旨】

- 私たちが保育の一環として行っている食育について、無償化の対象外とされたことをとても残念に思います。保育現場における給食は、単なる食事提供ではなく保育の一環であることを是非ご理解いただきたいと思います。
- 多くの保護者は、給食の食材料費を自己負担しているという実感はほとんどお持ちではありません。一方、幼児教育・保育の無償化については、来年10月から、保育所・認定こども園・幼稚園の保育料は完全無償化されるものと理解されています。
- そうした中、1号認定と2号認定子どもの主食費と副食費を保護者から徴収する案は、すべて無償化されると理解していた保護者の期待を裏切るものです。結果として保護者の方々の負担が増えてしまうことのないようにご配慮をお願いします。
- 保護者の方々に今回の提案内容を理解・納得してもらうための分かりやすいチラシの作成を是非よろしく願いいたします。実際に保護者の方々に説明し、質問にお答えするのは私たち保育者です。全国すべての地域において、私たち保育者が保護者の方々に正しく説明できるように、

国及び地方自治体の丁寧な対応をよろしくお願いします。

- 徴収事務を保育現場に求めるということですが、事務負担増や滞納のリスク、実費徴収と表現することにより発生する諸問題などによって保育現場が混乱しないよう十分な対策を併せてお願いします。

#### 【各委員から出された意見の主な発言の概要】

- 放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の参酌化については疑問である。人材確保が問題であるならば、例えば養成校在学中でも支援員研修を受講できるようにするなど先に取り組むべきことがあるのではないかと。本会議で議論することもなく進められており、残念に思う。
- 放課後児童健全育成事業に関しては先の意見に同感である。食材料費については、これまで事業費として公定価格に含まれてきた。子どもたちの生活と遊びが保育の質であり、「食」は生活の中の「食」である。新制度における生活を豊かにする考えと乖離していると言わざるを得ない。いずれ3号認定子どものミルク代も保護者負担とされるのか。保育所としては飲み込むことができない。実費徴収には反対である。
- 食材料費の取り扱いは実費徴収でよいと思う。子育て支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告について、重大事故対策の徹底・推進は重要である。幼児教育・保育の無償化に認可外施設も対象として含まれることとなったが、経過措置とは言え行政の指導に従わない施設も無償化になるのは重大な問題である。
- 食材料費の取り扱いはイコールフットイングとして賛成する。食育の充実につなげる方策としての保育士、栄養士の体制充実が保育の質の向上に資するものとして賛同する。
- 放課後児童健全育成事業はなぜ基準緩和になったのか驚きと戸惑いを抱く。資格を持った職員配置は子どもの安心・安全に重要である。従うべき基準が示そうとした内容を意識した議論をする必要がある。
- 本会議の議論はどのように位置づけられ、どのように反映していくのか。放課後児童健全育成事業の基準緩和は質の引き下げとなり、新制度に逆行するものである。子どもの安全にどれだけ人手が必要か。人員不足は賃金や雇用形態の改善で解消していくべきである。
- 認定こども園においては1～3号の子どもが在籍する。無償化措置の対象範囲に関する検討会では公平な扱いが課題とされた。公平になることを期待する。自治体への丁寧な説明にも期待する。
- 食材料費の負担について、利用者の実質的負担が増えないよう配慮願いたい。混乱が起きないように説明に工夫が必要である。放課後児童健全育成事業については参酌化に感謝する。地域の実情に応じた効率化が目的であり、質の低下ではないと考える。
- 食材料費について、1～3号の共通整理が難しいことは理解する。しかしながら、食は保育である。3号の整理ができないのであれば2号の整理もできないと考えるべきでないか。1号と2号は整合したが、2号と3号はできていない。額の根拠や内容について国民に説明する必要がある。財政制度等審議会資料において包括方式の記述があるが、積み上げ方式を否定する根拠があるのか。包括方式は平均での算出であり、人口減少地域なども一律に扱われてしまうことに懸念がある。

### [内閣府]

- 食料料費の実費徴収について、支払先などに混乱が生じないようにチラシ等を作成してしっかり周知していく。未収金については、現行生活保護世帯のみが対象となっている免除の枠を市町村民税非課税世帯などにも拡大することで予防していく考えである。新制度の質向上に係るいわゆる0.3兆円メニューに関しては宿題となっており、解決に向けて努力していく。実態調査における会計基準の違いに関しては専門家と調査研究を行っており、結果が出次第本会議において報告する予定である。

### [厚生労働省]

- 放課後児童健全育成事業については様々な意見を踏まえた上での総合的判断である。有識者会議や自治体からの意見、ヒアリングなどを検討した結果である。一律の基準緩和ではなくあくまで参酌化であり、児童福祉法の範囲において、各自治体が地域の実情に応じて条例で決めていくこととなる。子どもの安全や質の確保について事業者等関係団体から明確に示されたところである。国や自治体がこれまでよりも安全や質に責任を持つことになったと理解している。

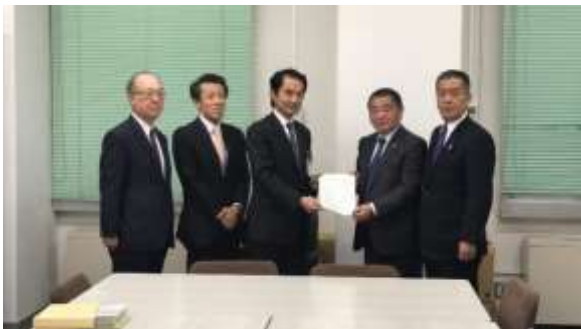
下記の内閣府サイトより資料入手及び動画の視聴ができます（配信までに日数を要する場合があります）。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

## 全私保連ならびに保育三団体協議会

### 「平成31年度保育関係予算・制度等に向けた要望」提出について

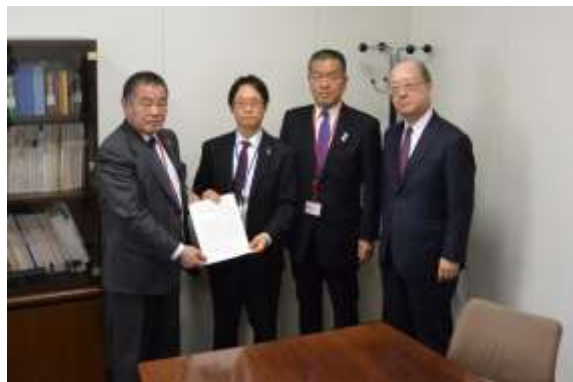
保育三団体は11月21日水曜日、小林公正会長はじめ各保育団体の代表が、平成31年度に向けた制度・予算に関する要望書を、6月に続き内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省子ども・家庭局、加えて財務省主計局へ手交を行いました。来年2019年10月には幼児教育・保育の無償化が実施される見込みで、保育を巡る情勢が大きく変わります。保育三団体は、保育の質・機能の向上のために引き続き活動を続けて参ります。



財務省 宇波弘貴 主計局長(厚生労働関係担当)に要望書を手交



財務省担当者に、小林公正会長から要望書の説明を行いました。



内閣府 子ども・子育て本部 川又竹男 審議官に要望書を手交



厚生労働省 子ども・家庭局 保育課 竹林悟史 課長に要望書を手交

\* 全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: [ans@zenshihoren.or.jp](mailto:ans@zenshihoren.or.jp)